

福祉資金貸付制度のご案内

福祉資金とは

低所得世帯に対し、その経済的自立及び生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営めるよう支援することを目的に、資金をお貸しする制度です。

申込みいただける方

鴻巣市に引き続き3カ月以上居住する低所得世帯で独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる方。

(原則的に、本資金の償還残がある方は、貸付対象外)

貸付内容

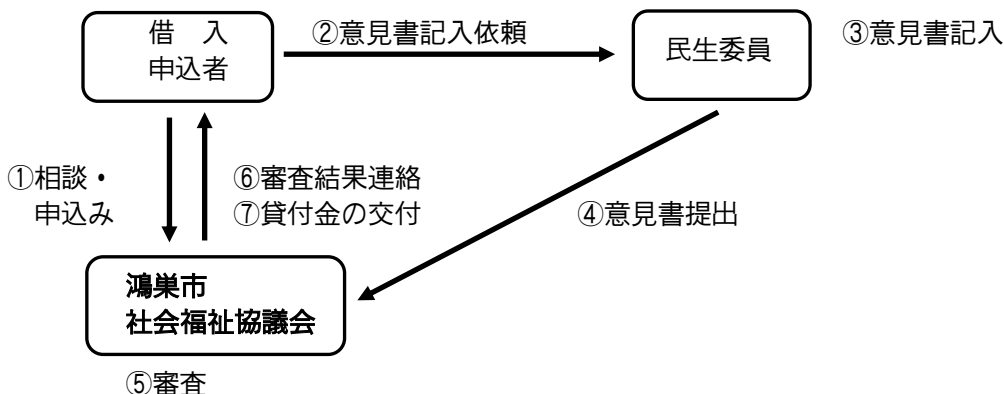
- 貸付限度額 1世帯3万円以内
- 貸付利率 無利子
- 貸付期間 貸付日から1年以内
- 償還期限 貸付期間内に月賦、半年賦又は年賦により償還

申込み時の必要書類

- 福祉資金借入申込書 チェック 様式第1号 借入申込者記入
- 福祉資金借入申込調査意見書 様式第2号 担当民生委員記入
- 収入・償還計画を確認できる書類 給与明細・年金受給通知等

※なお、必要に応じ他の書類を提出していただく場合がございます。

手続きの流れ



10日以内に貸付の可・否を決定いたします！



【問合せ先】

社会福祉法人 **鴻巣市社会福祉協議会**
〒365-0062 鴻巣市箕田4 2 1 1 番地1
(鴻巣市総合福祉センター内)
TEL 048-597-2100 FAX 048-597-2102

吹上地域福祉センター
〒369-0112 鴻巣市鎌塚5 7 番地1
(吹上福祉活動センター内)
TEL 048-548-6664 FAX 048-548-6673